

税の申告が始まります

問い合わせ◆
所得税・贈与税・消費税について
海田税務署 ☎823-2131

確定申告

平成27年分所得税および復興特別所得税の確定申告期間
2月16日(火)～3月15日(火)
個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告の相談・申告書の受付
3月31日(木)まで

●確定申告が必要な人

- ・事業所得や不動産所得などがあり、1年間の所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超える人
- ・給与所得者（サラリーマンなど）で①給与の年収が2千万円を超える人
- ②給与・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
- ③給与を2カ所以上から受け取り、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ・年の途中で退職し、再就職しなかったため、年末調整しなかった人
- ・医療費控除、住宅借入金等特別控除などの還付申告をする人 など

●公的年金などを受給している方の確定申告について

・公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、所得税の還付を受ける人は、申告をしなければなりません。また、確定申告が不要の人でも、役場での町・県民税の申告が必要な場合があります。

●申告書の作成・提出は郵送、またはe-tax（イータックス）で！

申告期間中の申告会場は大変混雑します。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、所得税および復興特別所得税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができ、そのデータを印刷して添付書類とともに郵送などで提出できます。

また、「国税電子申告・納税システム（e-tax）」は、1月12日から3月15日まで24時間利用できます（電子証明書などの取得が必要です）。

・国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>
・e-taxホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

●申告・相談会場

○海田税務署・NTTフレッドホール
受付◆2月16日(火)～3月15日(火)
(土・日曜日を除く) 9時～16時

※還付申告については、2月15日以前でも申告書を税務署に提出できます。

○役場1階ロビー

受付◆2月16日(火)～3月15日(火)
(土・日曜日を除く)
8時30分～16時30分
先着順に整理券をお取りください。

※申告相談期間前半（2月中）は混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。

※役場では次の内容の相談は受けられません。税務署での申告相談を利用してください。

申告の種類が「青色・分離・損失・修正」のもの、事業所得、譲渡所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除適用の1年目、前年分以前の確定申告

●申告に必要なもの

- ①所得金額を証明する書類（給与・年金の源泉徴収票（原本）、不動産所得がある人は収支内訳書など）
 - ②控除を受けるための書類（社会保険・生命保険・地震保険などの控除証明書など）
 - ③医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書（必ず病院ごと、個人ごとにまとめて、集計しておいてください）、保険などで補てんされる金額の明細書
 - ④印鑑
 - ⑤本人名義の通帳（還付がある場合）
- ※①～③は平成27年中（平成27年1月～12月）のものに限る。

町・県民税の申告

問い合わせ◆
税務課 ☎823-9204

この申告は、町・県民税や、国民健康保険税などを算出する基礎となる大切なものです。未申告の人には、保育所への入所、公営住宅への入居、授業料の軽減などの手続きに必要な所得の証明ができなくなりますので、忘れずに申告してください。

●申告が必要な人

・平成28年1月1日現在、町内に住所がある人で、平成27年中（平成27年1月～12月）に所得があった人

・無収入で、税法上の被扶養者でない人

・遺族年金・障害年金などの非課税所得のみの人

●申告の必要がない人

- ①所得税の確定申告をした人
 - ②給与や公的年金などの所得者で、勤務先や公的年金などの支払者から町に支払報告書が提出されており、それ以外の所得がない人
- ※①または②に該当する場合でも、所得控除（医療費控除、社会保険料控除、扶養控除など）を追加で受ける場合は申告が必要です。

●申告・相談会場

○役場1階ロビー（確定申告と同会場）
受付◆2月16日(火)～3月15日(火)
(土・日曜日を除く) 8時30分～16時30分

平成26年度決算

～昨年12月の町議会で認定されました～

■平成26年度一般会計および特別会計

(単位：千円)

会計名	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	町債（借入金） 平成26年度末現在高
一般会計	10,422,196	10,084,185	338,011	9,413,296
公共下水道事業特別会計	1,507,558	1,470,106	37,452	8,813,656
国民健康保険特別会計	3,075,586	2,999,337	76,249	—
介護保険特別会計	1,802,391	1,738,093	64,298	—
後期高齢者医療特別会計	309,015	308,408	607	—

平成26年度においては、一時借入金はありませんでした。

■平成26年度水道事業会計（企業会計）

(単位：千円)

収益的収支決算		資本的収支決算		町債（借入金） 平成26年度末現在高
収入	429,050	収入	94,669	881,589
支出	374,246	支出	304,731	



海田税務署からのお知らせ

確定申告書は国税庁ホームページで作成できます！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のメリット

- 1 税務署に出向く必要なし！
- 2 いつでも利用可能！
- 3 自動計算機能！
- 4 前年データの利用可能！

申告書は自宅で作成！



国税庁ホームページ www.nta.go.jp 作成コーナー 検索

海田税務署総務課 ☎823-2134

平成27年度けんみん文化祭 第26回呉・安芸地区フェスティバル

海田町民文化振興会（生涯学習課内）
☎823-9217 ☎823-9256

けんみん文化祭の地区予選となる「平成27年度けんみん文化祭 第26回呉・安芸地区フェスティバル」が海田公民館で開催されます。呉市・江田島市・府中町・熊野町・坂町・海田町から39団体約500人が出場し、吟詠剣詩舞・コーラス・邦楽・大正琴など多彩なステージが楽しめます。海田町からは11団体が参加します。ぜひ応援に来てください。

なお、当日は駐車場が大変混み合うことが予想されます。なるべく車を乗り合わせていただくか、徒歩・自転車・バイクなどでの来場にご協力ください。

日時◆2月14日(日)10時～
場所◆海田公民館

